

## 都市計画実務専門家認定・登録制度施行規則

(目的)

第1条 都市計画実務専門家認定・登録制度の適正かつ公正な実施を図るため、都市計画実務専門家認定・登録制度施行規則（以下、「施行規則」という。）に基づきこの規則を定める。

(定義における民間機関等)

第2条 施行規則第3条に定める「民間機関等に属する者」の「民間機関等」とは次に掲げる法人とする。

- 1) 会社法第2条第1号に規定する会社
- 2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する認定を受けたものを含む。
- 3) 特定非営利活動促進法第2条第2号の規定による特定非営利活動法人
- 4) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(運営委員会の所掌事項及び運営)

第3条 施行規則第4条第2項の規定により、運営委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 都市計画実務専門家認定・登録制度全体の運営・管理に関すること
  - ② 施行規則第11条に規定する推薦事務に関すること
  - ③ 評価委員会の運営支援に関すること
  - ④ 連絡協議会の開催に関すること
  - ⑤ 施行規則第4章に規定する登録に関すること
  - ⑥ 本制度の周知及び普及に関すること
- 2 運営委員会は委員長が招集する。
  - 3 運営委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。
  - 4 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の所掌事項及び運営)

第4条 施行規則第7条第2項の規定により、評価委員会は、次の業務を所掌する。

- ① 施行規則第11条第3項に規定する審査に関すること
- ② 施行規則第18条第5項に定める更新審査に関すること
- ③ 都市計画実務専門家認定・登録制度に係わる審査基準に関すること
- ④ 施行規則第9条第3項の分科会委員の選定に関すること

- 2 評価委員会は委員長が招集する。
- 3 評価委員会の招集は、開会の日の7日前までに通知するものとする。
- 4 評価委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(認定都市プランナー認定・登録制度連絡協議会の所掌事項及び運営)

第5条 施行規程第10条に規定する協議会は、次の業務を所掌する。

- ① 都市計画実務専門家認定・登録制度の運営に関する助言
  - ② 都市計画実務専門家認定・登録制度の改定に関する勧告
  - ③ 評価委員会の委員の選定に関すること
- 2 協議会に会長を置き、協会会長が委嘱する。
  - 3 協議会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 施行規程第10条第2項のその他規則で定める者は、施行規程第6条により選定された運営委員長及び施行規程第9条により選定された評価委員長とする。

(申請書類)

第6条 施行規程第11条第2項の推薦書及び規則で定める書類は、様式1及び別表-1のとおりとする。

(推薦基準)

第7条 施行規程第11条第2項に定める推薦基準は、次の通りとする。

- 1 一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれかに属する本規則第2条で定める民間機関等の都市計画実務専門家であること
- 2 認定都市プランナーの推薦基準は次のすべてを満たすものとする。
  - ① 都市計画分野における実務経験が15年以上であること
  - ② 責任のある立場での都市計画分野における実務実績を5件以上有すること
  - ③ 登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- 3 認定准都市プランナーの推薦基準は、次のすべてを満たすものとする。
  - ① 都市計画の基本的知識（法令、事業制度等）を習得し、都市計画分野の実務経験が5年以上15年未満であること
  - ② 登録する専門分野における実務実績を3件以上有すること
  - ③ 都市計画分野における実務実績を3件以上有すること

(推薦書の審査基準)

第8条 施行規程第11条第2項に定める審査基準は、前条に規定する都市プランナーの種類ごとの推薦基準をすべて満足していることとする。

(認定審査実施要領の公示)

第9条 施行規程第11条第6項の実施要領の公示は、申請書類の提出期限の2か月前までに行うものとする。

(審査結果の通知書の様式)

第10条 施行規程第12条に定める審査結果の通知書は、様式4-1及び様式4-2とする。

(受験票)

第11条 施行規程第12条第2項の規則で定める口頭審査受験票は、様式4-3とする。

(審査手数料)

第12条 施行規程第13条に定める審査手数料は、都市プランナーの種類ごとに次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

15千円

イ 認定准都市プランナー

なし

(登録申請書)

第13条 施行規程第14条第1項に定める登録申請書は、様式5のとおりとする。

(登録簿の記載事項及びその様式)

第14条 施行規程第14条第1項に定めるその他本協会が定める事項は次のとおりとする。

- ① 代表的な実務実績（施行規則第9条別表-2のうち、様式3-2、様式3-3の実務実績業務概要書に記載の内容を150字以内に要約したもの）

2 施行規程第14条第2項の登録簿は、様式6のとおりとする。

(登録証)

第15条 施行規程第14条第5項の登録証は、様式7により行うものとする。

(変更等の届出)

第16条 施行規程第15条に定める変更届出書は様式8により行うものとする。

(登録手数料)

第17条 施行規程第17条第1項に定める登録手数料は、都市プランナーの登録区分等ごとに次のとおりとする。

ア 認定都市プランナー

- ① 初めて登録する場合 20千円
- ② 既に登録されている者が新たに分野を追加する場合 10千円

イ 認定准都市プランナー

- ① 初めて登録する場合 5千円
- ② 既に登録されている者が新たに分野を追加する場合 2.5千円

(登録更新申請書)

第18条 施行規程第18条第4項の登録更新申請は、様式9により行うものとする。

(登録更新審査基準)

第19条 施行規程第18条第5項に定める登録更新の審査基準は、次のとおりとする。

ア 認定 都市プランナー

- ① 認定 都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていること
- ② 都市計画CPDの単位を、前登録日から100単位以上取得していること。なお、本制度独自のものとして、下記のような実績、社会的活動等に対し、見なしCPDポイントを付与するものとする。
  - 1) 都市計画コンサルタント優良業務登録事業において、発注自治体による業務評価で☆印(5段階評価で3以上)を得た業務の主担当技術者は、1件当たりのCPD単位数を20単位とみなす。
  - 2) 業務外の活動等による社会貢献活動は、年当たりCPD単位10単位と見なすことが出来る
  - 3) 公益社団法人日本都市計画学会と共同して実施している「都市計画の実務に係る発表会」の発表者は、1回につきCPD単位10単位と見なすことが出来る。またそこで優秀賞を得た場合は20単位と見なすことが出来る。

イ 認定准都市プランナー

- ① 認定准都市プランナーにふさわしい実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていること

② 都市計画ＣＰＤの単位を、前登録日から 50 単位以上取得していること。なお、本制度独自のものとして、下記のような実績、社会的活動等に対し、見なしＣＰＤポイントを付与するものとする。

- 1) 都市計画コンサルタント優良業務登録事業において、発注自治体による業務評価で☆印（５段階評価で３以上）を得た業務の主担当技術者は、１件当たりのＣＰＤ単位数を 20 単位とみなす。
- 2) 業務外の活動等による社会貢献活動は、年当たりＣＰＤ単位 10 単位と見なすことが出来る
- 3) 公益社団法人日本都市計画学会と共同して実施している「都市計画の実務に係る発表会」の発表者は、１回につきＣＰＤ単位 10 単位と見なすことが出来る。またそこで優秀賞を得た場合は 20 単位と見なすことが出来る。

（その他）

第 20 条 本規則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会長が協議会の意見を聞いて業務執行会議に諮って処理するものとする。

（附則）

本規則は、平成 28 年 1 月 20 日より施行する。

本規則は、平成 28 年 8 月 9 日より施行する。

本規則は、平成 29 年 2 月 22 日より施行する。

本規則は、平成 29 年 12 月 6 日より施行する。